・水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）
・総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、農業「農業農村工学」及び「農業土木」、森林「森林土木」又は水産「水産土木」とするものに限る）

c　国土交通大臣特別認定者

②　主任技術者

①に示す要件に該当する者又は以下に示すいずれかの資格を有する者

a　２級国家資格者（土木施工管理技士（土木）、建設機械施工技士）

b　指定学科（土木工学に関する学科）を卒業後、土木一式工事で下記の実務経験を有する者

ⅰ　高等学校（旧実業学校を含む）、専修学校専門課程　５年以上

ⅱ　高等専門学校（旧専門学校を含む）、専門士　３年以上

ⅲ　大学（旧大学を含む）、高度専門士　３年以上

c　10年以上、土木一式工事の実務経験を有する者

d　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ　配置予定技術者の施工経験

工事経験は、平成22年４月１日から令和７年３月31日（過去15年間）までに元請として完成・引渡しが完了した下記ウに掲げる同種工事の工事経験を有すること。ただし、同種工事の工事経験として１年未満の工期においては１/２以上、１年以上の工期においては６か月以上の従事期間の工事経験を有すること。

ウ　同種工事とは、「土工事」とし、規模は問わないものとする。

⑺　入札説明書に示す課題に対する技術的所見が適正であること。

⑻　本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　社会保険未加入業者の確認　入札参加者が届出の義務（①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務）を履行しているかの確認を行うため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する通知書の写しを申請書及び確認資料の提出時に提出すること。

３　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目

ア　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

イ　技術提案

ウ　企業評価

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。

イ　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴評価項目のアに応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

ウ　「加算点」の算出方法は、上記⑴評価項目（技術提案及び企業評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点）55点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

（加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点数の最高点55点））

エ　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

オ　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法

ア　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

イ　落札決定の通知は、以下の順番で行うものとする。

一番目通知工事「①工事」

二番目通知工事「②工事」

ウ　上記アにおいて、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

エ　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、下記の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）

ア　工事成績評定点の減点措置

イ　違約金の徴収

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２丁目10―１熊本地方合同庁舎（Ａ棟４階）　九州農政局総務部会計課事業経理調整係　坂元　晃　電話096―211―9111　内線4083

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　電子入札システムにより交付する。

交付期間は、令和７年８月６日から令和７年９月30日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時00分から午後５時00分までとする。

ただし、電子入札システムに対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、下記担当部局から入手すること。

交付期間は、令和７年８月６日から令和７年９月30日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後４時30分までとする。

〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２丁目10―１熊本地方合同庁舎（Ａ棟６階）　九州農政局農村振興部設計課技術審査係　堤　酉介　電話096―211―9111　内線4749

配付資料の交付は無料とする。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　令和７年８月６日から令和７年９月２日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで、確認資料は令和７年10月１日から令和７年10月３日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時00分から午後５時00分まで。ただし、最終日は午前12時00分まで。

イ　提出場所　上記⑵の交付場所と同じ

ウ　申請書及び確認資料の提出方法　電子入札システムにより提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合には上記イへ持参又は郵送等（書留郵便や宅配便など配達の記録が残るものに限る。）するものとする。

本工事においては、電子入札システムにより申請書の受領後に発行される競争参加資格確認通知書は、申請書の受理通知として取り扱う。